

【新型コロナウイルス】カナリア州における宿泊時のコロナウイルス陰性証明書の提示について

●○○●●新規事項●○○●●

1 10月31日、カナリア州政府は、国外及びスペイン国内の他の地域から同州に入域しホテル等に宿泊する6歳以上の旅行者（宿泊目的は問わない）に対し、新型コロナウイルス陰性証明書の提示を求める州令を発出しました。

同州を訪れる旅行者に対し、入域前72時間以内に実施したコロナウイルス検査に基づく陰性証明書をホテル等の宿泊時に提示することを義務付けるもので、この証明書がない場合には、ホテル等での宿泊が認められないこととなります。同州への旅行を予定されている方は、ご注意ください。

なお、本措置は、11月14日（土）から適用開始となりますが、終了期限に関する言及はなく、新型コロナウイルスの感染状況により措置の内容が変更されるとされています。

（ご参考：官報掲載URL） <http://www.gobiernodecanarias.org/boc/>

2 宿泊客がこの証明書を持参しなかった場合、ホテル側からコロナ検査を実施する保健機関が案内されることになっています（検査は、PCR検査または抗原検査）。検査に要する費用と時間については、概ね以下のとおりです（カナリア州内の一般的な病院での例）。

（1）PCR検査

費用：120～140ユーロ

結果判明までの所要時間：24～48時間

（2）抗原検査

費用：25～70ユーロ

検査結果判明までの所要時間：15分程度

3 また、宿泊者は、カナリア州滞在期間中及び同州を出発後の15日間、コロナウイルス接触確認アプリ（スペイン政府作成の「Radar covid」）のインストールとその利用が求められています。

案内URL <https://radarcovid.gob.es/>

（上記ページには、iOS用とAndroid用アプリのリンクがあります。）

4 なお、カナリア州内の居住者が州内のホテル等に宿泊する場合には、直近の15日間においてカナリア州を離れていないことを宣誓する書類に署名する必要があります。

●大使館連絡先等

1 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2 在スペイン日本国大使館

電話: +(34)-91-590-7600 (代表)

ホームページ: https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

3 在ラスパルマス領事事務所

電話: +(34)-928-244-012

ホームページ: https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000042.html

4 在バルセロナ日本国総領事館

電話: +(34)-93-280-3433

ホームページ: http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。